

社会福祉法人喜楽会 役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜楽会（以下「当法人」という。）定款第9条及び第23条、定款細則第12条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員、評議員選任・解任委員会委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 常時、法人の業務に従事している役員等（以下「常勤役員等」という）に対する報酬の支給は行わない。

2 常勤役員等以外の役員等（以下「非常勤役員等」という）に対しては業務に応じて別表に定める額の報酬を支給する。

(職員給与との併給)

第3条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、報酬の支給は行わない。

(費 用)

第4条 役員等の職務遂行に伴い発生する交通費等の費用が発生した場合には、実費を速やかに現金で支給する。

(報酬の支払時期及び方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬は、会議への出席や業務のため出勤した場合に、その都度現金で支給する。

(公 表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い「理事、監事、評議員の報酬及び交通費規程」（平成24年4月1日施行）及び「評議員選任・解任委員会委員の報酬及び交通費規程」（平成29年1月29日施行）については、令和3年3月31日付で廃止する。

別 表（非常勤役員等の報酬）

（１）評議員

内 容	日 額
評議員会等の会議への出席	5,000円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（２）理 事

内 容	日 額
理事会等の会議への出席	5,000円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（３）監 事

内 容	日 額
理事会・評議員会等の会議への出席	5,000円
監事監査への出席	30,000円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円

（４）評議員選任・解任委員会委員

内 容	日 額
評議員選任・解任委員会等の会議への出席	10,000円
上記他、法人及び施設業務のための出勤	5,000円